

2026 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

新生ニデックに向けての今後の取締役候補者の指名について

当社は、3月3日付で公表した第三者委員会の報告書及び1月28日付で公表した改善計画書・状況報告書を踏まえ、コーポレートガバナンス強化の一環として、取締役会の機能を実効的に発揮できるよう、多様な知識、経験、専門性等を持ち合わせた取締役の構成へと見直しを進めております。第53期定時株主総会に向け、下記の通り取締役の選任方針及び選任・解任基準を改定するとともに、3月26日付で指名委員会の体制を見直し、より高い公正性及び客観性をもって取締役候補者の指名を行ってまいります。

記

1. 指名委員会における委員構成の変更

(1) 変更日：2026年3月26日

(2) 変更後の体制

下表の通り、指名委員会の体制を変更いたします。

代表取締役社長執行役員（CEO）の岸田については、取締役候補の指名に係るプロセスの公正性・客観性をより一層高める観点から、指名委員から外れることを取締役会で決議いたしました。

変更後（第53期）			変更前（第53期）		
委員長	社外取締役	酒井 貴子	委員長	社外取締役	酒井 貴子
委員	社外取締役	吉井 浩	委員	代表取締役社長執行役員 CEO	岸田 光哉
委員	社外取締役	小松 弥生	委員	社外取締役	吉井 浩
委員	社外取締役	山田 文	委員	社外取締役	小松 弥生
			委員	社外取締役	山田 文

2. 取締役の選任方針、選任・解任基準の改定

(1) 改定日：2026年4月1日

(2) 改定内容

別紙の通り

3. 次期取締役候補の指名プロセスについて

当社は、取締役の選任・解任基準に関し、倫理観やコンプライアンス、健全な経営規律及び中長期的な人材育成等の観点を含めた基準に改定するとともに、企業の経営経験、会計に関する専門性等を取締役会の構成要件として明確化し、取締役選任・解任プロセスの透明性と一貫性を確保してまいります。

また、指名委員会においては、改定した選任・解任基準に基づき、社外を含む幅広い候補者層の中から、必要な資質、専門性及び経験を備えた候補者を探索し、当社のガバナンス強化に資する上場企業の経営経験者や会計専門家を含む、多様な候補者との面談、評価及び議論を慎重に重ね、現経営陣から独立性を強化した公正性かつ客観性の高いプロセスを通じ、取締役候補者の選定を行ってまいります。

今後、指名委員会において、当社の企業価値の最大化を実現し、株主様をはじめ幅広いステークホルダーの皆様の期待に応える最適な取締役会及び経営体制の構築を目指してまいります。

以 上

(別紙)

<取締役選任方針>

当社グループのグローバルな競争力の強化と事業を通じた社会課題の解決による持続的な企業価値の向上を目的とし、高い企業倫理・コンプライアンス意識をもって経営の健全性・透明性の向上に貢献できる人材を、当該ポストに関する選任基準などを踏まえ、選任するものとする。

なお、取締役会の機能を効率的・効果的に発揮できるよう、知識、経験、専門性の多様性を考慮し、取締役全体の構成を踏まえ選任する。

<取締役候補者選任基準>

取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）は、以下のすべてを満たす者であることとする。

（１）人格、見識に優れ、市場規律を尊重し、高い倫理観を有すること。

（２）中立的かつ客観的な視点に立ち、公正な判断を下し、執行に対して実効性のある監督及び経営戦略の方向性決定を果たすことができること。

（３）幅広いステークホルダーの期待に応え、当社の強みを生かしながら、当社グループの持続的な発展及び中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有し、取締役会において積極的な助言及び意見具申ができること。

（４）会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

社外取締役候補者については、前項に加えて、「社外取締役の独立性判断基準」で定める独立性判断基準を満たしていることとする。

社内取締役候補者については、第 1 項に加えて、経営決定の実行と業務執行の監督を両立できる資質を有すること。

<社外取締役の独立性判断基準>

以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有するものと判断する。

（１）関係会社所属歴：現在または過去 10 年間に於いて、当社または当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（注 1）であった者

（２）主要株主：当社の総議決権の 10%以上を直接または間接に保有する株主、またはその業務執行者

（３）主要取引先とする者：当社グループを主要な取引先とする者（注 2）またはその業務執行者

（４）主要取引先：当社グループの主要な取引先（注 3）またはその業務執行者

（５）多額報酬専門家：当社グループから、役員報酬以外に、過去 3 事業年度以内に年間 1,000 万円を超える、または当該団体の総収入の 2%を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

（６）役員相互派遣：当社グループから取締役・監査役（常勤・非常勤を問わない）を受入れている者の業務執行者

（７）関係監査法人：当社グループの会計監査人に所属する者

（８）多額寄付先：当社グループから、過去 3 事業年度以内に年間 1,000 万円を超える、または寄付先の総収入の 2%を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者

（９）近親者：上記（１）から（８）までのいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者または二

親等内の親族

(10) 在任期間：当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えること

(11) 前各号に定めるほか、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがあると合理的に判断される特段の事情を有する者

(注釈)

1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の法人等の業務を執行する役員および使用人をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けている者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに行っている者をいう。

<取締役解任基準>

- (1) 選任基準を明らかに満たしていない事象が発覚した場合。
- (2) 不正の行為または法令もしくは定款などの社内規定に違反する重大な事実が生じた場合。